

平成26年6月6日

公立大学法人高崎経済大学
理事長 高木 賢 様

監事 白田 新吉



監事 井上 雅行



監査報告書

独立行政法人法第13条4項及び公立大学法人高崎経済大学定款第9条第6項の規定により平成25年度における会計及び業務の執行について監査を実施したので、公立大学法人高崎経済大学監事監査規程第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 監査方法の概要

平成25年度監査計画に基づき、理事会に出席するとともに、重要な書面・証拠書類を査閲した。さらに関係部署の職員から業務の状況を聴取するなどの手続きを実施した。

また公認会計士から提出された意見を参考に、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書）、事業報告書（会計に関する部分に限る）及び決算報告書を確認した。

2 監査結果の概要

- ① 業務の執行はおおむね適正に行われていると認める。
- ② 財務諸表は法人の財政状態、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス

実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

- ③ 事業報告書は、法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。
- ④ 利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書は、法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。
- ⑤ 理事長、副理事長と法人との間には利益相反取引は認められない。

3 是正または改善を要する事項

- ① 危機管理体制については、学内を統括する体制を整備し、災害対策については、実践的な訓練の実施に努める。
- ② 契約事務については、競争入札又は見積合せの方法による契約を積極的に行い、経費節減に努めることが望まれる。
- ③ 一般事務処理については、より一層の規程遵守が望まれる。発信する文書については、記載不備や誤字等を根絶するよう努める。